

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

一、	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第一条関係）	1
二、	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部改正（第二条関係）	22
三、	財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部改正（第二条関係）	23
四、	地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部改正（第三条関係）	24
五、	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部改正（附則第二項関係）	25

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第一条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方債の協議の相手方等）</p> <p>第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。</p> <p>一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの</p> <p>二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）</p> <p>2・3 略</p>	<p>（地方債の協議の相手方等）</p> <p>第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。</p> <p>一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項及び第七条において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの</p> <p>二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号及び第七条において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）</p> <p>2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、</p>

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 略

(協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数值)

第四条 法第五条の三第三項に規定する実質公債費比率に係る政令で定める数值は、百分の十八とする。

(特定公的資金の種類)

第七条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

一 財政融資資金（地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。

イ

国土交通大臣が港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第二条に規定する基準に適合すると認める者 港湾法（昭和二十五年法律第二

百十八号）第五十五条の七第一項の規定による資金の貸付けが行われる同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用

ロ 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社（同法附

あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数值)

第四条 法第五条の三第三項に規定する実質公債費比率に係る政令で定める数值は、百分の十六とする。

(協議不要対象団体の判定のための将来負担比率の数值)

第七条 法第五条の三第三項に規定する将来負担比率に係る政令で定める数值は、都道府県等にあつては百分の三百、市町村にあつては百分の二百とする。

則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）同法第五十五条の九第一項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定する港湾施設の建設又は改良に要する費用

ハ 独立行政法人奄美群島振興開発基金 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第五十二条第二号又は第三号に掲げる業務に要する費用

ニ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項の規定による資金の貸付けが行われる同法第十二条第一項の許可に係る同項に規定する指定都市高速道路の新設又は改築に要する費用

ホ 独立行政法人空港周辺整備機構 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）第三十三条の規定による資金の貸付けが行われる同法第二十八条第一項第二号に掲げる業務に要する費用

ヘ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第三項に規定する指定会社 同法第六条第一項の規定による資金の貸付けが行われる同法第二条第一項に規定する外貿埠頭の建設又は改良に要する費用

二 地方公共団体金融機構の資金

（協議不要基準額）

第八条 法第五条の三第三項に規定する地方債の合計額に係る政令で定める額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の額に百分の二十五を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加算した額とする。

一 第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額

二 当該地方公共団体が経営する法適用企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の全部又は一部を適用する公営企業（法第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）ごとに営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を合計した額

三 当該地方公共団体が経営する法非適用企業（第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）ごとに営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額を合計した額

四 当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債（当該地方公共団体の財政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定めるものに限る。）のうち法第五条の三第三項各号に掲げるものの合計額

（公的資金の種類）

第九条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は次に掲げるものとする。

- 一 財政融資資金
- 二 地方公共団体金融機構の資金

(実質公債費比率の算定に用いる地方債)

第十条 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める地方債は、一般会計及び特別会計のうち公営企業(法第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。)に係る収入及び支出を経理する特別会計以外のもの(第十二条第二号及び第三十条第一項において「一般会計等」という。)の歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。

(実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法)

第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

- 一 法適用企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第一条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計
- 二 法非適用企業(第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。以下同じ。)に係る特別会計

三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けらるるものをいう。)が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金

(実質公債費比率の算定に用いる地方債)

第十条 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める地方債は、一般会計及び特別会計のうち公営企業

に係る収入及び支出を経理する特別会計以外のもの(第十二条第二号及び第三十条第一項において「一般会計等」という。)の歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。

(実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法)

第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

- 一 法適用企業
 - 二 法非適用企業
- に係る特別会計

- 二 法非適用企業
- に係る特別会計

三 略

(公的資金の種類)

第十八条の二 第五条の三第七項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

- 一 財政融資資金
- 二 地方公共団体金融機構の資金
- 三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金

(議会への事後報告で足りる場合)

第十九条 第五条の三第九項ただし書に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないときとする。

(地方債計画等)

第二十条 第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計

(新設)

(議会への事後報告で足りる場合)

第十九条 第五条の三第十項ただし書に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないときとする。

(地方債計画等)

第二十条 第五条の三第十一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条の第三十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 二 法第五条の第三十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 三 法第五条の第三十項に規定する地方債における地方債の資金にに応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の第三十項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
- 3 総務大臣は、法第五条の第三十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
- 4 略

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 法第五条の第三十一項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 二 法第五条の第三十一項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 三 法第五条の第三十一項に規定する地方債における地方債の資金にに応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の第三十一項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
- 3 総務大臣は、法第五条の第三十一項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
- 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2・3 略

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 略

(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)

第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第三項及び第五条の四第一項の規定並びに第二十二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第三項		実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
実質赤字額		実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
連結実質赤字比率	率	当該年度の前年度の連結実質赤字比	率

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合には、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)

第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五条の四の規定並びに第八条及び第二十二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第三項		実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
実質赤字額		実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
連結実質赤字比率	率	当該年度の前年度の連結実質赤字比	率

	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五条の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五条の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号

(削る)

第二十二條	前年度	前々年度
-------	-----	------

2 地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三五項(第二号を除く。)及び第五条の四第三項(第二号を除く。)の規定並びに第十五条第一項及び第二十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項(第二号を除く。)	次に掲げる	当該年度の前年度において次に掲げる
法第五条の四第三項(第二号を除く。)	経営の	当該年度の前年度において経営の
法第五条の四第三項(第二号を除く。)	当該年度に	当該年度の前年度に
法第五条の四第三項(第二号を除く。)	当該年度の前年度	当該年度の前々年度

	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五条の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五条の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第八条	当該年度前三年度	当該年度の前年度前三年度
第二十二條	前年度	前々年度

2 地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三五項(第二号を除く。)及び第五条の四第三項(第二号を除く。)の規定並びに第十五条及び第二十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項(第二号を除く。)	次に掲げる	当該年度の前年度において次に掲げる
法第五条の四第三項(第二号を除く。)	経営の	当該年度の前年度において経営の
法第五条の四第三項(第二号を除く。)	当該年度に	当該年度の前年度に
法第五条の四第三項(第二号を除く。)	当該年度の前年度	当該年度の前々年度

第十五条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第二十六条	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第一項	第十五条第一項第一号	第三十条第二項の規定により読み替えられた第十五条第一項第一号
第二十六条	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第二項		

3 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により法非適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第一号を除く。）及び第五条の四第三項（第一号を除く。）の規定並びに第十六条第一項及び第二十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項（第一号を除く。）	次に掲げる	当該年度の前年度において次に掲げる
法第五条の四第三項（第一号を除く。）	経営の	当該年度の前年度において経営の
第十六条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
当該年度の歳入	当該年度の前々年度	当該年度の前年度の歳入

第十五条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第二十六条	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第一項	第十五条第一項第一号	第三十条第二項の規定により読み替えられた第十五条第一項第一号
第二十六条	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第二項		

3 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により法非適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第一号を除く。）及び第五条の四第三項（第一号を除く。）の規定並びに第十六条及び第二十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項（第一号を除く。）	次に掲げる	当該年度の前年度において次に掲げる
法第五条の四第三項（第一号を除く。）	経営の	当該年度の前年度において経営の
第十六条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
当該年度の歳入	当該年度の前々年度	当該年度の前年度の歳入

		当該年度に	当該年度の前年度に
第二十七条	当該年度の前年度	当該年度の前々年度	
第一項	第十六条第一項各号	第三十条第三項の規定により読み替 えられた第十六条第一項各号	
第二十七条	当該年度の前年度	当該年度の前々年度	
第二項			

（地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任）

第三十一条 当該年度の中途又は当該年度前四年度のいずれかの年度の中途において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第五条の三及び第五条の四（これらの規定を前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定

の適用に関し必要な事項は、

総務省令で定める。

附 則

（公営企業の廃止等に係る地方債の許可手続）

第三条 法第三十三条の五の七第二項の規定により、同項に規定する地方公共団体が同項に規定する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2・3 略

		当該年度に	当該年度の前年度に
第二十七条	当該年度の前年度	当該年度の前々年度	
第一項	第十六条第一項各号	第三十条第三項の規定により読み替 えられた第十六条第一項各号	
第二十七条	当該年度の前年度	当該年度の前々年度	
第二項			

（地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任）

第三十一条 当該年度の中途又は当該年度前四年度のいずれかの年度の中途において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第五条の三及び第五条の四（これらの規定を前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定並びに第八条（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用に関し必要な事項は、

総務省令で定める。

総務省令で定める。

附 則

（公営企業の廃止等に係る地方債の許可手続）

第三条 法第三十三条の五の七第二項の規定により、同項に規定する地方公共団体が同項に規定する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 略

(地方債の許可等)

第四条 法第三十三条の七第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 3 4 略

道府県知事の定める期間内に、申請書を提出しなければならない。
3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可等)

第四条 法第三十三条の七第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可をしようとする場合は、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、法第三十三条の七第四項に規定する許可に關し必要な事項は、総務省令・財務省令で定める。

4 総務大臣は、第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かな

(退職手当の財源に充てる地方債の許可手続)

第五条 法第三十三条の八第一項の規定により、地方公共団体が同項に規定する地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2・3 略

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 略

(削る)

なければならない。

(退職手当の財源に充てる地方債の許可手続)

第五条 法第三十三条の八第一項の規定により、地方公共団体が同項に規定する地方債を起し、又は起債

の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合には、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合において、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第一項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 平成二十四年度及び平成二十五年度 における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

2
略

2 平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第一項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3 平成二十六年から平成二十八年までの各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

4 平成二十九年以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

2 平成二十六年から平成二十八年までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

(削る)

(平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	
同条	読替後の地方交付税法第十四条	算定した児童手当及び子ども手当特例交付金(旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。)、地方揮
算定した地方揮発油譲与税	読替後の地方交付税法第十四条	算定した児童手当及び子ども手当特例交付金(旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。)、地方揮

第十三条 第一号ロ	地方交付税法 第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	第十三条 第二号	同条 同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	第十三条 第三号及 び第四号	同条 特別とん譲与 税	児童手当及び子ども手当特例交付金、特別 とん譲与税	第十三条 第五号	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の整理に関する政令（平 成二十四年政令第百十号）第三条の規定に よる改正前の地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律施行令（平成十一 年政令第九十五号）第二条第一項の規定に より読み替えられた地方自治法施行令（昭 和二十二年政令第十六号）附則第七条の四 第二項の規定により読み替えられた同令
--------------	----------------	----------------	-------------	--------------	----------------	----------------------	-------------------	------------------------------	-------------	------------------------------------	--

（平成二十四年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	第十四条	附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
--------------	------	--

（平成二十四年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
--------------	--------	--

基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）
自動車重量譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税

を加算した額とする。）

（平成二十六年以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十一条 平成二十六年以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）
第十三条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第一号ロ	第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第二号か	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 から 第十四号 まで	同条	読替後の地方交付税法第十四条

を加算した額とする。）

（平成二十六年以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条 平成二十六年以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）
第十三条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第一号ロ	第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第二号か	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 から 第十四号 まで	同条	読替後の地方交付税法第十四条

第十三条 第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）	

（削る）

（平成二十七年年度から平成二十九年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十二条 平成二十七年年度から平成二十九年度までの各年度における第二十条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」

第十三条 第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）	

（平成二十六年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十四条 平成二十六年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第一項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成二十七年年度から平成二十九年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条 平成二十七年年度から平成二十九年度までの各年度における第二十条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」

とする。

(平成三十年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十三条 平成三十年度以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第十四条 略

とする。

(平成三十年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成三十年度以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第十七条 略

<p>改正案</p>	<p>（地方債課の所掌事務） 第五十九条 略</p> <p>一～三 略</p> <p>四 地方財政法第五條の三第十項に規定する地方債の予定額の総額等に関する書類の作成に関すること。</p> <p>五～十 略</p>
<p>現行</p>	<p>（地方債課の所掌事務） 第五十九条 地方債課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 地方財政法第五條の三第十一項に規定する地方債の予定額の総額等に関する書類の作成に関すること。</p> <p>五～十 略</p>

○ 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部改正（第二条関係）

（傍線は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（計画官の職務） 第五十五条 略</p> <p>一～四 略</p> <p>五 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）<u>第五条の三十項</u>に規定する地方債の予定額の総額等に関する書類の作成についての協議に関すること。</p> <p>六 略</p>	<p>（計画官の職務） 第五十五条 計画官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）<u>第五条の三十一項</u>に規定する地方債の予定額の総額等に関する書類の作成についての協議に関すること。</p> <p>六 略</p>

○ 地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部改正（第三条関係）

（傍線は改正部分）

改正案		<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 審議会は、総務省設置法第九条に定める事務及び第一条に定める事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">期限</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">政令の規定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十九年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">地方財政法施行令附則第三条第五項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成三十八年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">地方財政法施行令附則第五条第五項</td> </tr> </table>		期限	政令の規定	平成二十九年三月三十一日	地方財政法施行令附則第三条第五項	平成三十八年三月三十一日	地方財政法施行令附則第五条第五項
期限	政令の規定								
平成二十九年三月三十一日	地方財政法施行令附則第三条第五項								
平成三十八年三月三十一日	地方財政法施行令附則第五条第五項								
現行		<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 審議会は、総務省設置法第九条に定める事務及び第一条に定める事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">期限</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">政令の規定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十六年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">地方財政法施行令附則第三条第五項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十八年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">地方財政法施行令附則第五条第五項</td> </tr> </table>		期限	政令の規定	平成二十六年三月三十一日	地方財政法施行令附則第三条第五項	平成二十八年三月三十一日	地方財政法施行令附則第五条第五項
期限	政令の規定								
平成二十六年三月三十一日	地方財政法施行令附則第三条第五項								
平成二十八年三月三十一日	地方財政法施行令附則第五条第五項								

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部改正（附則第二項関係）

（傍線は改正部分）

改正案

現行

附則

（平成二十八年度及び平成二十九年

度）における早期健全化基

準及び財政再生基準の算定の特例）

第四条 平成二十八年度及び平成二十九年度

における第七条第

一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方
 財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二條の
 規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地
 方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第
 九條第二項及び第十一條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号
 イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「
 地方財政法施行令附則第十一條の規定により読み替えられた同令第十三條
 第一号ロ」とする。

（平成三十年年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の
 特例）

第五条 平成三十年年度以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号
 の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行
 令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三條の規定により
 読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施

附則

（平成二十七年度から平成二十九年

度）における早期健全化基

準及び財政再生基準の算定の特例）

第四条 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における第七条第

一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方
 財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十五條の
 規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地
 方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第
 十條第二項及び第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号
 イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「
 地方財政法施行令附則第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條
 第一号ロ」とする。

（平成三十年年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の
 特例）

第五条 平成三十年年度以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号
 の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行
 令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により
 読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施

行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十八年度における地方債を起すことができる場合の特例)

第六条 平成二十八年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十七年及び平成二十八年度における地方債を起すことができる場合の特例)

第六条 平成二十七年及び平成二十八年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。